

## 令和6年度における介護保険給付費通知・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証等の取扱いについて

### 1 介護給付適正化事業における「介護保険給付費通知」の見直しについて

介護給付適正化事業は、「介護の給付を必要とする被保険者が真に必要なとするサービスを事業所が適切に提供するように促すこと」を目的とし、これまで本市では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、適正化主要5事業を重点事業と位置付け、適正化の取組を進めてきたところです。

令和6年度以降につきましては、国における見直しの方向性を踏まえ、費用対効果が見えにくい「介護給付費通知」の取組を廃止し、一方で、「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証」や、「医療情報との突合や縦覧点検」の既存の取組の一層の充実を図るなど、介護給付費の適正化の効果的な運用に努めます。

#### 【令和6年度以降の介護給付費通知について】

令和6年4月発送の給付費通知（令和5年7月サービス利用分～令和5年12月サービス利用分）をもって、給付費通知を取組を廃止します。

※ 介護保険給付費通知は、介護サービスの利用を確認していただくための書類であるため、それ以外の目的である確定申告など所得申告で医療費控除を受ける際の添付資料として使用することはできません。

（参考）国における適正化主要5事業の見直し内容とその考え方について

| 事業                | 国における見直しの方向   | 見直し後                  |
|-------------------|---|-----------------------|
| (1) 要介護等認定の適正化    | ・ 要介護認定の平準化を図る取組を更に進める。                               | (1) 要介護認定の適正化         |
| (2) ケアプランの点検      | ・ 一本化する。<br>・ 国保連からの給付実績帳票を活用し、費用対効果が期待される帳票に重点化する。   | (2) ケアプランの点検、住宅改修等の点検 |
| (3) 住宅改修等の点検      | ・ 小規模保険者等にも配慮し、都道府県の関与を強める。                           |                       |
| (4) 医療情報との突合・縦覧点検 | ・ 費用対効果が期待される帳票に重点化する。<br>・ 小規模保険者等にも配慮し、国保連への委託を進める。 | (3) 医療情報との突合・縦覧点検     |
| (5) 介護給付費通知       | ・ 費用対効果が見えにくいいため、主要事業から外す。                            |                       |

## 2 介護保険負担割合証の取扱いについて

要支援・要介護の認定を受けている方を対象に、令和6年度の介護保険負担割合証（適用期間 令和6年8月1日から令和7年7月31日まで）を、令和6年7月中旬に送付予定です。

送付日程が決定しましたら、介護保険課ホームページでお知らせします。

被保険者から令和6年度の負担割合証の再交付依頼を受けた際は、上記送付予定日を御確認ください。

## 3 介護保険限度額認定証の取扱いについて

令和6年度の介護保険限度額認定証（適用期間 令和6年8月1日から令和7年7月31日まで）は、令和6年7月31日までに申請受付した分を、8月中旬に送付予定です。

更新の対象となる見込みの方に対し、詳しい送付日程を記載した通知文を令和6年6月上旬に送付予定です。

被保険者から令和6年度の介護保険限度額認定証の再交付依頼を受けた際は、上記送付予定日を御確認ください。

## 4 介護保険での第三者行為（交通事故等）届出について

交通事故（自動車事故や自転車事故など）の第三者（加害者）の行為によって要介護等状態になったり、状態が重度化して介護サービスを利用する場合、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則です。

そのため、交通事故等による負傷が原因で介護保険サービスを利用する場合には、旭川市への届出が必要となります。

なお、平成28年4月1日から介護保険法施行規則第33条の2により、介護保険での第三者行為（交通事故等）求償に係る傷病届等の提出が義務化されています。介護保険サービスの提供にかかった費用については、介護保険制度で一時的に立て替え、後日加害者に請求することになります。

届出に関する必要書類につきましては、介護保険課へお問い合わせください。

（担当）

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話 25-6485